

## 寒川町障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領

### (目的)

第 1 条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、職員（臨時職員を含む。以下同じ。）が障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成 27 年 2 月 24 日閣議決定）に即し、法第 7 条に規定する事項に関し、適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

第 2 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい、高次脳機能障がいを含む。）、難病（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 18 年政令第 10 号）で定めるもの）その他の心身の機能障がいという。以下同じ。）を理由として、障がい者（障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。以下同じ。）でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

2 不当な差別的取扱いの禁止に際し、職員が留意すべき事項は、町長が別に定める。

### (合理的配慮の提供)

第 3 条 職員は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）の提供をしなければならない。

2 合理的配慮の提供に際し、職員が留意すべき事項は、町長が別に定める。

### (監督者の責務)

第 4 条 職員のうち、管理職手当を支給される職員（以下「監督者」という。）は、前 2 条に掲げる事項に関し、障がい者を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

(1) 日常の執務を通じた指導等により、障がい者を理由とする差別の解消に関し、その監督する職員の注意を喚起し、障がい者を理由とする差別の解消に

関する認識を深めさせること。

- (2) 障がい者等から不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に対する相談、苦情の申し出等があった場合は、迅速に状況を確認すること。
  - (3) 合理的配慮の必要性が確認された場合、監督する職員に対して、合理的配慮の提供を適切に行うよう指導すること。
- 2 監督者は、障がいを理由とする差別に関する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(懲戒処分等)

第 5 条 職員が、障がい者に対し不当な差別的取扱いをし、又は、過重な負担がないにも関わらず合理的配慮の不提供をした場合、その態様等によっては、寒川町職員の懲戒処分に関する指針に基づき対応するものとする。

(相談体制の整備)

第 6 条 職員による不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供その他障がいを理由とする差別に関し、障がい者、その家族その他の関係者からの相談等を受けるため、次の担当に相談窓口を置く。

- (1) 総務部総務課職員力推進担当
  - (2) 福祉部福祉課障がい福祉担当
- 2 相談等を受けるときは、性別、年齢、状態等に配慮し、かつ、対面、電話、ファクス、メール、その他障がい者がコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段（手話、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達等（通訳等を介するものを含む。))により対応するものとする。
- 3 第 1 項の相談窓口で受けた相談等は、福祉部福祉課障がい福祉担当で集約し、相談者のプライバシーに配慮した上で、関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。
- 4 第 1 項の相談窓口は、必要に応じ充実を図るよう努めるものとする。

(研修及び啓発)

第 7 条 障がいを理由とする差別の解消の推進を図るため、職員に対して必要な研修及び啓発を行うものとする。

- 2 新たに職員となった者に対して、法の概要や障がいを理由とする差別の解消に関する基本的な事項についての理解を深めるために必要な研修等を行うものとする。
- 3 新たに監督者となった職員に対して、法の概要や障がいを理由とする差別の

解消に関する監督者としての責務等について理解させるために必要な研修等を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。